

一く山活第 16 号  
令和 7 年 2 月 12 日

球磨村長  
松谷 浩一 様

一般社団法人くまむら山村活性化協会  
代表理事 富永 知敬

#### 通知に対する回答(依頼)

令和 6 年 12 月 5 日付の球総第 1218 号通知について、臨時理事会で協議いたしました結果、貴殿には委託解除後に発生するであろう問題を事前に予測され、対応に当たられるよう切に求めます。法人を設立された村の責任を果たしていただきたくお願いいたします。

#### 記

- 一. 通知および当日の貴殿の説明には委託契約解除の合理的理由がみとめられません。会議時に貴殿に回答を求めた質問書にご回答いただくとともに、事の重大性を認識された上で、貴殿にはよりよき解決の道筋をご提示いただきたい。
- 一. 委託契約の解除を理事会としては受け入れられない。通知を撤回していただき、定款にある法人設立の目的や運営方針にもとづく法人の新体制づくりを、一年くらいの期間を設定した上で、ともに進めていただきたい。
- 一. 当法人は村が設立した法人です。委託契約の解除は法人の解散・清算につながります。もし、通知の撤回がなされず契約解除を強行される意向ならば、清算に向けたロードマップを村の責任において作成しご提示いただきたい。
- 一. 法人の清算作業において、どのような課題の解決に取り組まねばならないかを事前に把握された上で、村として個別事案ごとにどう責任を果たされるのかを示していただきたい。
- 一. 法人設立時の定款は村が作成したものです。当法人の清算作業において、定款に記載されている運営方針の履行を今後、当法人に代わってどこが果たすのについても対応がもとめられます。村として個別の方針ごとにどのように対応されるのかを示していただきたい。

以上